

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600167 平成28年5月27日(茨城県) 平成28年7月4日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、本体背面下部の機械室周辺が著しく焼損していた。</p> <p>○機械室の内部配線は複数箇所です断線し、断線部に溶融痕は認められなかったが、接続コネクタは焼失していた。</p> <p>○機械室内部に小動物(ねずみ)の死骸が認められた。</p> <p>○電源コードは中間部で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置ではなく、また、本体側コード断線部の位置は、本体背面側機械室、又は本体右側面下側の焼損著しい箇所よりやや上側であった。</p> <p>○圧縮機用電気部品、ファンモーター、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は機械室周辺から出火したと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
2	A201600511 平成28年11月26日(東京都) 平成28年12月8日	ACアダプター (電気掃除機 (充電式)用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品は電気掃除機の充電に使用されていた。</p> <p>○当該製品の本体外郭は電源コード接続部が著しく焼損していた。</p> <p>○内部基板は、ACインレット部分が著しく焼損し、金属端子が焼失していたが、その他の電気部品から出火した痕跡は認められず、電流ヒューズの溶断も認められなかった。</p> <p>○ACインレットと接続する電源コードのコネクタが焼損しており、金属端子が焼失していた。</p> <p>○当該製品に接続されていた電気掃除機の動作に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品に近接した木製の台の上に加湿器が設置されていた。</p> <p>●当該製品のACインレット部分で異極間短絡により出火したものと考えられるが、インレット部分の金属端子が焼失し確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
3	A201600551 平成28年11月14日(滋賀県) 平成28年12月28日	電気ストーブ	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品は全体に著しく焼損し、外郭樹脂は焼失していた。</p> <p>○電源スイッチ、転倒時オフスイッチ及び電源コードは確認できなかった。</p> <p>○残存している内部配線の一部に断線が認められたが、断線部に溶融痕は認められなかった。</p> <p>○ヒーター端子部に溶融等の異常は認められず、ヒーターに異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の周辺には可燃物(紙)が散乱していた。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600621 平成29年1月(千葉県) 平成29年1月26日	延長コード	(火災) 事務所で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、当該製品に加湿器2台を接続して使用していた際に、異臭がしたため確認したところ、当該製品の電源プラグが焼損していた。 ○当該製品は3口の延長コードであり、机の下の床面に置かれていた露出ボックス型コンセントに接続されていた。 ○露出ボックス型コンセントは、床面に固定されていなかった。 ○当該製品の栓刃可動部は、片極が焼損、溶融し、栓刃が外れていたが、もう一方の栓刃可動部に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は製造から26年経過していたが、過去の使用状況は不明であった。 ●当該製品は、電源プラグの栓刃可動部で接触不良が生じ、栓刃が異常発熱して焼損したものと考えられるが、事故発生以前の取扱状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
5	A201600639 平成29年1月18日(埼玉県) 平成29年1月31日	電気冷温風機	(火災) 当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は1口の延長コードに接続され、その延長コードは他の電気製品4つとともに6口の延長コードに接続され、さらにその6口延長コードは他の電気製品5つとともに別の6口の延長コードに接続されていた状態でコンセントに接続されており、ヒーターモードで作動していた。 ○当該製品の電源プラグの栓刃及び栓刃付近の樹脂に著しい焼損が認められた。 ○電源プラグの栓刃には変色が認められ、一方の栓刃は芯線カシメ部で溶断し、もう一方は芯線がカシメ部で断線し、延長コードの刃受金具に挿入された状態で残存していた。 ○電源プラグ側の芯線及びカシメ部の状態は確認できなかった。 ○電源プラグを接続していた延長コードの外郭樹脂及び刃受金具は焼損していたが、外郭樹脂は元の形状を保っており、刃受金具の芯線の溶断及び断線は認められなかった。 ○取扱説明書には、「延長コードを使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品の電源プラグ内部で異極間短絡が生じて電源プラグ樹脂部が炭化し、焼損したものと考えられるが、焼損した電源プラグの栓刃カシメ部の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
6	A201600640 平成29年1月17日(千葉県) 平成29年1月31日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、バッテリーパックを半年前に充電した後、1度だけ乗車して、バッテリーパックを当該製品に装着したまま保管していたところ、バッテリーパックから出火しているのを発見した。 ○当該製品のバッテリーパックは、フレームの取付部から落下しており、樹脂製の外郭は焼失していた。 ○モーターユニット上方に、溶融した樹脂の付着が認められた。 ○バッテリーパック内部の制御基板は焼損が著しく、大部分の部品は焼失していた。 ○リチウムイオン電池セル間を接続している板金に出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは、1本に防爆弁の開放、2本に外装缶の穴空き、3本にかしめ部の欠損、3本に外装缶のへこみが認められた。 ○バッテリーパックと接続する当該製品側のコネクタ(オス)及びコネクタに結線されている配線に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、バッテリーパックの焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201600721 平成29年1月20日(香川県) 平成29年2月27日	トイレマット	(重傷1名) 当該製品を床に置き掃除後、当該製品を移動したところ、当該製品を置いていた床面で転倒し、手首を負傷した。	○当該製品の外観に変色、液体の付着等の異常は認められなかった。 ○滑り性試験(JIS A 1454「高分子張り床材試験法」)の結果、当該製品は同等品と比較して滑りやすくなる傾向は認められなかった。 ○当該製品は、使用時に滑りにくくするための樹脂加工を裏面にしており、金属板に樹脂部をこすり付けたところ、樹脂成分の付着が認められた。 ○床面はフローリングであったが、事故発生時の状態は不明であった。 ●当該製品は、滑り性試験の結果で滑りやすくなる傾向は認められなかったが、製品裏面の樹脂が床面に付着して影響した可能性も考えられ、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201600758 平成29年2月26日(長野県) 平成29年3月13日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を布団の上に置き、充電したまま外出したところ、当該製品周辺の布団の一部が黒く焦げた。 ○当該製品の背面外郭樹脂と前面LCDパネル内側面に焼損が認められたが、内部のプリント基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○内部のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、正極電極は巻回体巻き終わり部分以外は焼失していた。 ○当該製品を接続していたACアダプター及びUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の背面外郭樹脂及び前面LCDパネルの焼損が著しく、リチウムポリマー電池セルに異常発熱した痕跡が認められたが、事故発生時における当該製品及び周囲の詳細状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201700015 平成29年3月22日(鳥取県) 平成29年4月7日	除湿乾燥機	(火災) コンテナ倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は背面側の中間部分から上方にかけて著しく焼損し、内部の熱交換器及び除湿ローターが露出していた。 ○電源基板のはんだ面側と、付近の除湿ローターやヒーターユニット周辺が著しく焼損していた。 ○電源基板中央部のはんだ付け箇所付近が著しく焼損し、はんだ付け箇所の銅箔パターンに溶融が認められた。 ○ヒーターユニット、ファンモーター、コンプレッサー、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、使用者はコンテナ倉庫の中に木材を集積し、当該製品による乾燥実験を行っており、当該製品の排水タンクにドレンホースを取り付けて常時排水できるようにし、連続運転できるように改造していた。 ●当該製品の電源基板が異常発熱したことにより出火した可能性が考えられるが、異常発熱した原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201700033 平成29年1月23日(岡山県) 平成29年4月17日	電気ストーブ (オイルヒーター)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は洗濯物を乾かすために使用し、2か月近く連続運転の状態であった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品は焼失していた。 ○当該製品の残存する内部配線の一部に溶融痕が認められた。 ○電源コードは断線しており、一部確認できなかったが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○電源プラグに出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A201700072 平成29年4月8日(青森県) 平成29年5月9日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生時、当該製品から約2m離れた水道蛇口が破損し、当該製品が設置されていた台所の床一面が水浸しになっていた。</p> <p>○当該製品は、外郭樹脂の大部分が焼失し、下側基板部が焼損して残存していた。</p> <p>○電源基板の一次側が著しく焼損し、基板の一部が焼失していた。</p> <p>○その他の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、電源基板から出火したものと推定されるが、基板の一部が焼失して確認できず、当該現場における漏水の影響も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:20年
12	A201700130 平成29年5月24日(神奈川県) 平成29年6月8日	電気温水器(リモコン)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、脱衣所のついたての中に設置された電気温水器に取り付けられていた。</p> <p>○電気温水器の本体を囲っていたついたては、下方から上方に向けて扇状に炭化しており、本体外部の給水配管の保温材が焼損していた。</p> <p>○本体外郭は当該製品が取り付けられていた箇所とその下側付近が著しく焼損しており、内部の断熱材は当該箇所付近が焼損していた。</p> <p>○電気温水器内部の制御基板、ヒーター部等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の樹脂製ケースは、背面ケースの一部と操作部カバーを除いて焼失しており、基板は焼損し、残存している基板の銅箔パターンに出火の痕跡は認められなかったが、ねじ締め端子部及び下部が焼失していた。</p> <p>○ねじ締め端子に挿入されていたケーブルに溶融痕等の出火の痕跡は認められず、カシメ部に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、基板の一部が焼失しており、事故発生時の詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
13	A201700135 平成29年5月30日(秋田県) 平成29年6月12日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、当該製品が現場にあった。	<p>○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、電源プラグはコンセントに接続されていた。</p> <p>○当該製品の確認はできなかった。</p> <p>○室外機は全体的に著しく焼損し、金属部以外は焼失していた。</p> <p>●当該製品の確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:1年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201700144 平成29年6月3日(岩手県) 平成29年6月13日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	(火災) 異音がしたため確認すると、 当該製品を焼損し、周辺を汚 損する火災が発生していた。	○当該製品の制御基板上の電解コンデンサーや端子周辺が著しく焼損しており、付近の基板が焼失していた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○外郭天面に臭化アンモニウムが付着していたが、何に由来するものかは特定できなかった。 ○当該製品は屋内に設置され、事故発生の約2週間前に制御基板の昇圧回路で不具合が発生しており、不具合を確認したサービス店は、当該製品の電源スイッチをオフにしたが、接続箱の電源はオフにしていなかった。 ●当該製品の内部に液体が浸入したことにより、制御基板上でトラッキング現象が生じて異常発熱し出火した可能性が考えられるが、液体が浸入した経路や原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
15	A201700165 平成29年5月18日(茨城県) 平成29年6月23日	ACアダプター (携帯電話機 用)	(火災、軽傷1名) 店舗で当該製品に携帯電話 機を接続して充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生し、1名が軽傷を負っ た。	○当該製品は事故発生時、壁コンセントに接続されており、携帯電話機を充電している状態であった。 ○当該製品の焼損は著しく、電流ヒューズと一次側回路の一部は焼失しており、確認できなかった。 ○栓刃は当該製品から外れて壁コンセントに残存していたが、溶融痕は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続していた携帯電話機も著しく焼損していた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700166(携帯電話機(スマートフォン))と同一事故
16	A201700166 平成29年5月18日(茨城県) 平成29年6月23日	携帯電話機 (スマートフォ ン)	(火災、軽傷1名) 店舗で当該製品をACアダプ ターに接続して充電中、当該 製品及び周辺を焼損する火 災が発生し、1名が軽傷を 負った。	○当該製品は事故発生時、壁コンセントに接続されたACアダプターで充電されていた。 ○外郭は著しく焼損し、基板、金属部品の一部、リチウムポリマー電池セルの一部が確認されたが、バッテリーパック内部の保護回路基板は焼失し、確認できなかった。 ○基板の焼損は著しく、多くの実装部品が脱落していたが、外形は保たれており、基板上に出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは全体的に焼損していたが、残存する負極銅箔等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を接続していたACアダプターも著しく焼損していた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201700165(ACアダプター(携帯電話機用))と同一事故
17	A201700179 平成29年6月18日(岡山県) 平成29年6月29日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	(火災) 建物を全焼する火災が発生 し、現場に当該製品があっ た。	○当該製品は全体的に著しく焼損し、局所的な焼損は認められなかった。 ○当該製品内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台及び太陽電池開閉器は著しく焼損し、系統電源と接続する箇所については確認できなかった。 ○事故発生時は夜間であり、また太陽電池モジュール周辺に夜間発電を生起させるような防犯灯等の照明設備はなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、系統電源と接続する箇所について確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201700279 平成29年7月30日(宮城県) 平成29年8月10日	布団乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の運転を開始して1時間後に火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を使用していたベッドの毛布が燃えているのを発見した。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂類は全て焼失していた。 ○モーター及びヒーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードや電源プラグ等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201700291 平成29年8月4日(東京都) 平成29年8月17日	電気掃除機 (充電式)	(火災、軽傷1名) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○事故発生時、使用者は住宅の2階で就寝しており、当該製品は玄関壁面の充電ブラケットに収納され、充電中であった。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は溶融し、原形をとどめていない状態であった。 ○クリーナーヘッドのブラシ側にリチウムイオン電池セルを収納するケースが溶着していた。 ○電池セルの焼損は著しく、6個の電池セルのうち、1個が破裂し、外装缶が縦方向に裂けた状態であり、1個の電池セルについては確認できなかった。 ●当該製品の焼損状況から、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201700297 平成29年8月4日(香川県) 平成29年8月23日	電気ポンプ (井戸用)	(火災、死亡1名、軽傷1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、母屋から延長コードで接続されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂の大部分が焼失していた。 ○樹脂製の電装ボックスカバーは焼失しており、ボックス内の基板は著しく焼損し、トランス、コンデンサー、配線用コネクタ等の基板から脱落した電気部品の確認ができなかった。 ○内部電気配線の一部が確認できなかった。 ○電源コード、モーター等のその他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品を接続していた延長コードは確認できず、事業者名等詳細は特定できなかった。 ●当該製品は、残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201700308 平成29年8月10日(岩手県) 平成29年8月28日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品に電気ポット(870W)とコーヒーメーカー(650W)を接続して使用したところ、当該製品の電源プラグ周辺から出火した。 ○当該製品には、電気ポットとコーヒーメーカー以外に、電子レンジと別の延長コードが接続されており、別の延長コードにはパソコンとインクジェットのプリンターが接続されていた。 ○当該製品の可動式電源プラグと壁コンセントの上段差込口片側が焼損していた。 ○電源プラグの一方の栓刃に接続された芯線は、カシメ部近傍で完全に断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○もう一方の栓刃に接続された芯線は、カシメ部分から離れた位置で半断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、栓刃部分の絶縁スリーブは焼損していなかった。 ○その他の部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は、電源プラグ付近で異常発熱して出火したものと推定されるが、異常発熱した原因が、接続可能な最大電力(1500W)を超えて多数の電気製品を接続し使用したことによるものか、カシメ不良によるものか不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201700317 平成29年8月10日(神奈川県) 平成29年8月30日	液晶テレビ	(火災、軽傷1名) 異音が出たため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。	○当該製品の液晶ユニット及び外郭の樹脂カバーは焼失しており、液晶背面の金属カバー、本体の金属フレームのみが残存していた。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の回路基板の残存部に出火の痕跡は認められなかったが、一部を除き焼失していた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201700376 平成29年8月28日(佐賀県) 平成29年9月22日	電気ポンプ (井戸用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○当該製品は、外郭等の樹脂部品が著しく焼損していた。 ○モーター及びトランスに異常は認められなかった。 ○電源コードが確認できず、また、詳細な設置状況が特定できなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A201700392 平成28年12月18日(東京都) 平成29年10月2日	電動アシスト 自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入手できなかった。 ○当該製品の充電器の二次側コードのプロテクター先端付近が焼損していた。 ○使用者は、充電器にコードを巻き付けて保管していた。 ●当該製品は、充電器の二次側コードのプロテクター先端付近に屈曲や引っ張り等の応力が加わって芯線が断線しスパークしたものと推定されるが、当該製品の確認ができないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201700393 平成28年12月30日(東京都) 平成29年10月2日	電動アシスト 自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電したところ、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入手できなかった。 ○当該製品の充電器の二次側コードのプロテクター先端付近が焼損していた。 ○使用者は、充電器にコードを巻き付けて保管していた。 ●当該製品は、充電器の二次側コードのプロテクター先端付近に屈曲や引っ張り等の応力が加わって芯線が断線しスパークしたものと推定されるが、当該製品の確認ができないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
26	A201700394 平成29年5月3日(東京都) 平成29年10月2日	電動アシスト 自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	○当該製品を入手できなかった。 ○当該製品の充電器の二次側コードのプロテクター先端付近が焼損していた。 ○使用者は、充電器にコードを巻き付けて保管していた。 ●当該製品は、充電器の二次側コードのプロテクター先端付近に屈曲や引っ張り等の応力が加わって芯線が断線しスパークしたものと推定されるが、当該製品の確認ができないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201700433 平成29年7月14日(長野県) 平成29年10月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生当時、当該製品、同型品及び他社製バッテリーは乗用車で運搬中であり、充放電はされていなかった。</p> <p>○当該製品は樹脂製外郭が焼失していた。</p> <p>○当該製品のリチウムイオン電池セルの缶体に亀裂が生じ、内部の電極に変形が認められた。</p> <p>○同型品及び他社製バッテリーに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと考えられるが、事故発生以前の使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201700604(バッテリー(鉛蓄電池、魚群探知機用))と同一事故
28	A201700505 平成29年9月9日(神奈川県) 平成29年11月15日	ペット用ヒーター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は居室内のベッドの下に水槽と当該製品を置いて、水槽内では虫類を飼育しており、事故発生の約1か月前から通電し使用していた。</p> <p>○当該製品は全焼しており、当該事故発生場所の残存物からヒーターの痕跡は確認できなかった。</p> <p>○同等品で動作確認を行ったところ、PTCヒーターとして正常に動作した。</p> <p>●当該製品の確認ができないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
29	A201700510 平成29年10月31日(東京都) 平成29年11月16日	ヘアドライヤー	(火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のヒーター近傍のリード線被覆が焦げており、温度ヒューズが溶断していた。</p> <p>○温度ヒューズを短絡して通電したところ、ファンモーター及びヒーターは正常動作した。</p> <p>○ファンモーター及び送風ファンに回転を妨げるような異物は認められなかった。</p> <p>○サーモスタットの接点は溶着していなかった。</p> <p>○同等品のサーモスタットを短絡し、吹出口を塞いで通電した結果、温度ヒューズが溶断し、発煙及び内部配線被覆に焦げが認められた。</p> <p>○事故発生当時、当該製品を使用していた宿泊施設の利用者から、使用状況の聞き取りはできなかった。</p> <p>●当該製品のサーモスタットが作動しなかったため、内部温度が上昇して温度ヒューズが溶断し、ヒーターに近い内部配線の一部が焦げたものと推定されるが、詳細な使用状況及びサーモスタットが作動しなかった原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
30	A201700512 平成26年10月23日(東京都) 平成29年11月17日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルが破損し転倒、左肩を負傷した。	<p>○当該製品は事故後に修理されてから約3年が経過していた。</p> <p>○破損した部品の詳細やその破損状況については不明であり、破損した部品自体も確認できなかった。</p> <p>○当該製品の車輪やフレームには幾つかの傷が認められたが、いつ生じたものであるかは特定できなかった。</p> <p>●当該製品は事故発生時の状態が失われており、破損した部品の詳細も特定できないことから、具体的な調査ができず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201700517 平成29年9月7日(福岡県) 平成29年11月21日	ルーター(パソコン周辺機器、充電式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、基板のみが残存しており、リチウムイオンバッテリーパックが確認できなかった。</p> <p>○基板は全体が一様に焼損しており、基板からICチップ、マイクロUSBコネクタ等の電気部品が脱落していたが、短絡痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○事故発生現場には、当該製品以外に携帯電話機等の複数の電気製品が置かれていたが、事故発生時の詳細な使用状況等が不明であり、焼損が著しく、異常の有無は確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
32	A201700580 平成29年12月14日(新潟県) 平成29年12月15日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の回転部(オーガ)に巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。	<p>○事故発見時、エンジンは掛かった状態で、変速レバー及び左右のクラッチレバーは「中立」の位置に、駐車ブレーキ及びオーガクラッチレバーは入っていたが、オーガが回っていたかどうかは不明であった。</p> <p>○当該製品は1996年製であり、デッドマンクラッチは搭載されていなかったが、引拔式セーフティスイッチ等の安全装置が搭載されていた。</p> <p>○事故発見時、引拔式セーフティスイッチは、操作パネルに付いた状態であった。</p> <p>○事故発生場所で当該製品を後進させて斜面上で駐車ブレーキを掛けたところ前方向へ滑る現象が認められたが原因は不明であった。</p> <p>○当該製品は、前進、後進、停止動作及びオーガの上下動作に異常は認められなかったが、旋回動作及び安全装置の動作確認はできていなかった。</p> <p>●使用者が、エンジンを停止せずに当該製品の前側に回り込んだ際、オーガに巻き込まれ、事故に至ったと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
33	A201700608 平成29年12月20日(新潟県) 平成29年12月26日	除雪機(歩行型)	(死亡1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。	<p>○事故現場の周囲には1m以上の積雪があり、事故現場である使用者宅玄関先の平地を除雪している最中であつた痕跡が認められ、玄関先から最寄りの道路までの坂道は除雪されていなかった。</p> <p>○事故発見時、当該製品は使用者の足から顔まで1m以上乗り上げた状態で停止していた。</p> <p>○当該製品の事故発生直後の操作レバーは、変速レバーが「後進、最高速(3段階中の3)」、走行クラッチが「切」の位置にあり、本体稼働中であれば走行クラッチを「入」にすると最高速(3.4km/h)で後進が始まる状態であった。</p> <p>○エンジンキーは本体に差し込まれ、エンジンスイッチが「運転」を指していたが、燃料は空になっていた。</p> <p>○当該製品の後部操作パネルの下には、後進中の当該製品の走行クラッチを「切」にさせて動作を停止させる「後進時非常停止装置」という2本のバーが取り付けられており、過去の雪上動作試験では、当該製品を最高速で後進中に後進時非常停止装置を作動させた場合、非常停止装置の作動位置から約20cm進んだ位置で完全に停止した。</p> <p>○当該製品は廃棄されているため、事故発生後に動作確認や整備状況の確認をすることができなかった。</p> <p>●当該製品の後進中に使用者が転倒した際、当該製品のキャタピラに使用者の体が巻き込まれ、後進時非常停止装置が作動したときには既に使用者の顔の付近まで当該製品が乗り上げていたことにより、事故に至ったものと推定されるが、事故発生時の状況が不明であり、当該製品の動作確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201700660 平成30年1月4日(静岡県) 平成30年1月17日	リモコン(電気 式床暖房用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は、背面上部の屋内配線接続部が焼損していた。 ○内部のメイン基板は、焼損した配線接続部付近が焼損していたが、銅箔パターンに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○焼損した屋内配線接続部の錠ばねに溶融痕が認められたが、接続していた屋内配線は確認できなかった。 ○制御基板及び制御用電源基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、屋内配線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定されるが、屋内配線接続部の焼損が著しく、接続していた屋内配線が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201700712 平成29年12月30日(三重県) 平成30年2月2日	電気炊飯器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂の大部分は焼失していた。 ○電源基板の焼損は著しく、一部が焼失して確認できず、蓋ヒーターの配線を接続するタブ端子のはんだ付け部に溶融痕が認められた。 ○表示基板及び電源コードのマグネットプラグ部は焼失し、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、二次痕と判断した。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源基板から出火した可能性が考えられるが、電源基板の焼損が著しく、一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201700718 平成29年12月29日(神奈川県) 平成30年2月5日	バッテリー(リ チウムイオン、電動リ ール用)	(火災) 係留中の船内で当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○当該製品の樹脂製外郭が焼失していた。 ○保護基板が焼損しており、基板の一部が欠損していたものの、残存していた銅箔パターンに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○4本のリチウムイオン電池セルのうち、1本の缶体に亀裂が認められたものの、電解液の噴出等、内圧上昇による破裂の痕跡は認められなかった。 ○保護基板と電池セル間の配線及びコネクター端子の一方が確認できなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況は不明であり、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A201700721 平成30年1月15日(岐阜県) 平成30年2月6日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、使用者が事故発生の約3か月前、フライパンを落としたため、当該製品のガラス製トッププレートが割れていた。 ○事故発生日の2~3日前と前日、当該製品を使用した際にメインブレイカーが作動した。 ○当該製品の外観は、前面右側の樹脂製操作パネルが焼失し、トッププレート右側に亀裂が認められた。 ○内部右側にあるメイン基板の焼損は著しく、基板の一部が焼失し、残存した銅箔パターンに溶融痕が認められた。 ○IHコイル、ラジエントヒーター、インバーター基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められた。 ○トッププレートの裏面には、亀裂から液体が浸入した痕跡が認められたが、メイン基板は焼損が著しく、液体が付着した痕跡は確認できなかった。 ●当該製品は、メイン基板でトラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、メイン基板の焼損が著しく、一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A201700734 平成30年1月31日(熊本県) 平成30年2月13日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は使用の都度、当該製品の電源プラグを抜き差ししていた。</p> <p>○当該製品の可動式電源プラグは、壁コンセントに接続され、当該製品のタップ部には電気ストーブ(1000W)及び電気カーペット(80W)が接続されていた。</p> <p>○当該製品の可動式電源プラグは片側が焼損しており、焼損側の栓刃可動部に熱の影響による変色が認められた。</p> <p>○焼損側の栓刃及び栓刃可動部に变形や破損等の異常は認められなかったが、もう一方の栓刃に比べ、栓刃可動部が緩くなっていた。</p> <p>○壁コンセントの刃受金具に接触不良等の異常は認められず、電気ストーブ及び電気カーペットに異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品に接続可能な最大電力は1500Wであった。</p> <p>●当該製品の可動式電源プラグの栓刃可動部が緩んだことにより、接触不良による異常発熱が生じ、栓刃近くの樹脂が焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
39	A201700738 平成30年1月19日(三重県) 平成30年2月15日	換気扇	(火災、軽傷1名) 建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は、約2週間前から引きひも式スイッチを引いても作動せず、故障していた。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、鋼製の本体枠、前面パネル及びファンモーターのみ残存していた。</p> <p>○電源スイッチ、運転コンデンサー及び電源コードは確認できなかった。</p> <p>○ファンモーターの巻線に断線や溶融痕は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	<p>・A201700841(ガスこんろ(LPガス用)と同一事故)</p> <p>・使用期間:不明(製造期間から6~13年と推定)</p>
40	A201700745 平成30年2月(福岡県) 平成30年2月16日	発電機(携帯型)	(CO中毒、軽症1名) 工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で1名が軽症を負った。	<p>○集合住宅の外壁補修工事のため、飛散防止の養生を施した内側で当該製品を使用していたところ、作業員の気分が悪くなり、病院で一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>○当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も確認できなかった。</p> <p>●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
41	A201700770 平成30年1月15日(東京都) 平成30年2月26日	電動アシスト自転車	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、充電器からバッテリーまでのコード被覆がはがれていた。</p> <p>○当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も確認できなかった。</p> <p>●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	